

福岡県議会議長・副議長 殿
福岡県議会議員 各位

感染経路調査拒否に過料を科す県条例案に反対する

2020年12月8日

福岡県歯科保険医協会 感染対策委員会

福岡県議会は、新型コロナウイルスなど新たな感染症への対策を進めるため、感染者に、感染の原因となった行動や経路を特定する県の調査に応じることを義務づける「福岡県ワンヘルス及び人獣共通感染症対策等の推進に関する条例(仮称/素案)」を超党派でまとめた。正当な理由のない拒否や虚偽の報告には、5万円以下の過料を科すとしている。

私たちは、以下の理由から、本条例案に断固反対する。

「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群(注. エイズ)等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後を生かすことが必要である」、「感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている」。

これは1998年に制定された「感染症法」前文の一部である。

感染力が極めて弱いにもかかわらず、ハンセン病やエイズなど感染症の患者さんたちが、差別と偏見、強制隔離、時には強制不妊手術などにより「基本的人権」を著しく侵害された歴史を振り返るとき、県議会議員をはじめとする政治家、行政担当者、報道関係者、私たち医療関係者、そして県民全体にとって、「感染症法」前文は、胸に銘記しておくべき悲劇の教訓であると言える。

にもかかわらず、本条例案に見られる、過料という制裁を背景とした強権的な感染症行政は、「感染症法」の趣旨と真逆のものであり、「基本的人権」を侵害するおそれが強く、違憲・違法の疑いが濃厚である。

東京都では「新型コロナウイルスの検査を正当な理由なく拒否した場合、5万円以下の過料を科す」条例案が提案されたが「罰則がある限り賛成できない」など反対の声が上がり、都議会提出には至らなかった。一方、全国に先駆けて、本県で罰則付き感染症対策の条例が可決されれば、「福岡県の人権感覚はどうなっているのか」との批判が集中する事態となるのは明らかである。

本県条例案の趣旨説明では、過料の目的を調査の実効性確保としているが、全く根拠がない。調査で重要なのは、互いに信頼関係を築くことであるが、罰則をちらつかせて報告させる手法が信頼関係を生むとは到底考えられない。拒否できる「正当な理由」や「虚偽」の内容も不明確である。

感染症拡大防止のために最優先すべきは、個人に責任と自粛を押しつける強権的行政ではなく、感染症病床を含む病床削減や公立・公的病院統廃合などの撤回、保健所人員増による公的検査体制の拡充であり、事業主、県民全体への手厚い経済的支援だ。

すなわち、75歳以上の患者窓口負担2割化など負担増の中止、患者・利用者負担の大幅軽減、診療報酬・介護報酬の大幅引き上げ、医科・歯科医療機関、介護施設の減収補填、こうした社会保障の充実こそが、国、地方自治体には緊急に求められているのである。

歯科関係者が行う専門的口腔ケアにはインフルエンザを予防する効果があることが実証されている。また、新型コロナウイルスは舌の上でも増殖することから、専門的口腔ケアが予防に有効との指摘もある。私たち歯科関係者は、日常の歯科診療が、患者さん、県民の皆さんの健康を支える「社会保障」のひとつであるとの自覚のもと、感染症拡大防止に尽力していく所存である。

私たちは、暮らしと平和、基本的人権、民主主義、立憲主義を尊重する歯科医師の団体として、本条例案に断固反対する。

(連絡先)

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-2-3 博多駅前第一ビル8F
福岡県歯科保険医協会 事務局 七里、山下
TEL 092-473-5646 FAX 092-473-7182